

## 介護保険の住宅改修について（守谷市）

～事業者向け案内～

支給対象となる工事種別

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※要介護区分に関係なく上限 20 万円

～申請から決定までの流れ～

1 必ず改修前に事前申請をしてください。

【事前申請に必要な書類】

- 「介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書」の写し  
事前に記入できる部分のみ記入してください。
- 「住宅改修が必要な理由書」
- 住宅改修の内容及び金額が確認できる見積書及び内訳書
- 住宅改修場所の状態が確認できる改修前の平面図，見取図
- 住宅改修で使用する部材のカタログ
- 住宅改修場所の状態が確認できるもので，撮影日の入った改修前の写真
- 申請者が住宅の所有者でない場合，住宅所有者の承諾書
- ケアプラン（写し） ※他の介護サービス（保険適用分）を利用しない方は不要

2 申請内容について，市から電話連絡をします（遅くとも1週間以内）。

利用者（被保険者）にとって適切な住宅改修であるか，住宅の状況，利用者の身体状況，日常生活等を確認し，居宅介護支援事業所に対し結果を伝えます。

\*事前に住環境の工夫や整備をした上で，住宅改修が必要と判断された場合に住宅改修を進めてください。

\*本人・家族の要望をそのまま申請せず，現場確認や業者との打合せのもと，専門的な観点からアセスメントをし，適正な福祉用具購入や住宅改修をされるようお願いします。

\*現在，被保険者が入院・入所中であり，あらかじめ住宅を改修しなければ退院・退所後の在宅生活が困難である場合は，必ず事前に連絡願います。

\*万が一，被保険者が入院中に死亡した場合は，工事完了部分までが支給対象

となります。

- 3 結果の連絡を受けた後、住宅改修事業者による改修工事を行います。  
確認を受けた内容に基づいて改修工事を行ってください。  
提出した書類の内容に変更が生じた場合は、改めて変更申請や書類提出が必要になりますので、事前に市に確認してください。

- 4 改修工事完了後、支給申請（事後申請）をしてください。

【支給申請に必要な書類】

- 「**介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書**」 ※原本  
工事着工日・完了日、改修金額（領収書の金額）を記入してください。  
(申請日は工事完了日以降の日になります。)
- 「**領収書（原本確認後、返却）**」と「**領収書の写し（提出用）**」  
※領収書の受取人に被保険者名が入っているもの
- 口座名義が被保険者以外の場合は、「**代理人選任届**」
- 「**請求書**」 ※守谷市様式  
被保険者住所・氏名を記入し、認め印を押してください。  
金額、請求年月日は記入しないでください。
- 工事後の状態が確認できるもので、撮影日の入った改修完了後の写真**  
※事前申請時と同じアングルで、カラー写真のもの
- 改修場所の状態が確認できる改修完了後の平面図、その他確認できる書類**

- 5 市の職員が改修後の現場を確認します。

市の職員が利用者宅を訪問し、予定通り適切に工事が実施されたか、目的（改修で被保険者の日常生活をどう変えたいか等）が達成されたか確認します。

- 6 被保険者に住宅改修費が支給されます。

原則として支給申請の翌々月に支給決定通知書が被保険者宛に届きます。振込日は、決定通知書に記載してあります。

例) 9月工事完了・支給申請分で、10月上旬までに現場確認ができた場合

- 10月中旬 国保連に情報送信、国保連における審査
- 11月上旬 国保連の審査結果を市が受信
- 11月上旬 市における支給決定、決定通知書を被保険者に送付
- 11月下旬 支給（口座振込）

※介護認定の新規申請中や区分変更申請中の場合は、認定結果が出るまで処理が中断されるため、支給が翌々月以降にずれこみます。

◎申請・問い合わせ先 守谷市役所 保健福祉部 介護福祉課 介護保険グループ

電話 0297-45-1111 (内線 173) FAX 0297-45-6527

住所 茨城県守谷市大柏 950-1 電子メール k.fukushi@city.moriya.ibaraki.jp